

平成 2 6 年 度

經 營 政 策 部
定 期 監 査 報 告 書

笛 吹 市 監 査 委 員

1 監査の対象

経営政策部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成26年8月31日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

経営政策部	経営企画課	平成26年10月7日	午後1時30分から
〃	財政課	平成26年10月7日	午後2時45分から
〃	情報政策課	平成26年10月7日	午後4時から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、経営政策部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめた。

1 「平成25年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

【経営企画課】

①市営バスの運行状況について

②本年度の国際交流事業の取り組み内容について

【財政課】

①「第3次笛吹市行財政改革大綱」の運用状況と行政改革推進に向けた取り組みについて

【情報政策課】

①情報セキュリティ事業の今年度の状況について

5-① 「委託契約（一般委託）（予定）調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「工事請負実施関連（予定）調書」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

16 「郵便切手受払状況」

17 交際費調書

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手續は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成26年8月31日現在における経営政策部から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手については、経営企画課のみが所有しているが、保管枚数と受払簿に相違なく、適正に管理されていた。支出伝票関係については、検査の結果適正に処理されていた。

(2) 事務・事業の執行状況

経営政策部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

経営企画課	事務事業	①デマンド交通のあり方については毎年検討を重ね改善をすすめているところであるが、地域間で利用金額に大きな格差がある。料金格差の公平性や対象者として高齢者のみならず学生や通勤者などの利便性の向上を図るなど地域と交通拠点を結ぶような運行も検討されたい。
財政課	事務事業	特になし
情報政策課	事務事業	①情報管理においては引き続き十分な管理体制により安全な管理運営を行っていただきたい。また、データのバックアップ体制も今後検討されたい。

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成25年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

【経営企画課】

《指摘要望事項①》

交際費の支出については、職務遂行上必要がある場合、ある程度認められているもので、一定の基準を設けて支出するものである。

特に、市外関係者や市外団体への支出については、過剰な支出とならないように、規定等を整備し、開示請求等があった場合でも、市民にしっかりと説明責任を果たせるようにしておくこと。

《対応措置の内容》

市長の交際費の支出については、「笛吹市市長交際費支出基準」において、支出項目、内容、金額、その他必要事項を定め支出しています。

今回、ご指摘のありました上記項目については、次のとおりのものであります。

①平成 24 年度日川高校ラグビー部全国大会出場への交際費の支出。

②平成 25 年度日川高校野球部甲子園大会出場への交際費の支出。

交際費からの支出に当っては、OB会等により趣意書による依頼に基づき、交際費支出基準第 5 その他の支出「市長が特に認めるもの」の規定を適用し支出をしました。

金額の根拠については、近隣の市の状況や笛吹市からの何名の選手が出場するのかを確認し、新聞等への祝い広告を掲載しないことを条件に近隣市と足並みをそろえ額を決めていました。

改善の状況

平成 26 年度より、「笛吹市全国大会出場高等学校賛助金交付要綱」を整備し、総務課において予算計上し対応しています。

《指摘要望事項②》

国際交流事業については、事業目的を明確化した研修計画を作成するとともに、今後の交流の進展及び相互の産業面などの発展につながるよう、参加者による研修成果を広く市民が共有することができる機会を設けるなど、意義ある事業展開が図られるように努めること。

《対応措置の内容》

11月4日から11日までの8日間、市民を中心とした国際交流視察団により、ドイツ、バード・メルгентハイム市への公式訪問とともに当地及び周辺地域における温泉保養や産業振興などの先進的な取り組みを学ぶことを目的として、国際交流事業を行った。

平成 19 年度以来、6 年ぶりのドイツ訪問となる。

視察団員 16 名＋国際交流委員会正副会長（市長・議長）2 名＋事務局 3 名 計 21 名
意義ある事業展開を図るため、下記のとおり取り組む。

9月13日 第1回研修会・説明会

10月 4日 第2回研修会・説明会

10月25日 第3回研修会・説明会

12月26日 友好交流視察団報告会（団内部）

3月19日 友好交流視察団報告会（市民対象）

3月23日 市民協働フォーラムにおいて、友好交流活動の展示（市民対象）

事業報告書（レポート）を作成し、ホームページで紹介

この視察交流事業に参加した市民の皆さんが、本市国際交流事業振興に寄与することを目的に、「バード・メルгентハイム市交流会」を設立した。

【財政課】

《指摘要望事項①》

先行き金利の不透明感が増幅する中で、安定した有利な調達・運用に努める必要がある。

資金の調達・運用管理の高度化に対応するため、引き続きセミナー、研修への職員の積極的な参加等による人材育成に努めるとともに、今後も適時適切な情報収集による業務執行に努めること。

《対応措置の内容》

[現状]

民間資金の借入れについては、市内に本店・支店を有する指定金融機関及び収納代理金融機関の6社に加え、一部の都市銀行にも利率照会を行い、原則として最も低率を提示した金融機関から借入れを行っている。

国の財政融資資金借入れ利率並びに新発10年の国債利回りを参考値として、当金利と金融機関の提示した利率との間に乖離がある場合は、金融機関との協議を行い、低金利での借入れに努めている。

平成25年度の借入れについても、平均すると国債10年利回りに近い利率で借入れを行った。(一部は下回っている。)

借入金利・借入交渉等の研修会への参加も検討し、金融知識の習得に努めていく。

[今後の方針]

今後とも民間資金の活用頻度が高まるなかで、低金利による資金調達が生じ、市の財政健全化の維持に繋がることを財政担当職員は一層深く認識する必要がある。

平成26年度以降についても、償還期間におけるリスクも考慮した資金調達に配慮していくものとする。

【情報政策課】

《指摘要望事項①》

各種保守契約等にかかる導入業者に対する特命随意契約については、今後とも先進的な地域の状況も参考にすることで、積極的な価格交渉に努められたい。

《対応措置の内容》

■各種システムの導入に当たっては、プロポーザルを実施することにより、価格と業務内容等競合させた上、業者選定をし、委託契約を行っているところです。

多くの市民情報を扱い、市民サービスに直結するものであるため、個人情報の保護と、不具合発生防止の観点から、その後の保守、運用、システム改修については、導入業者への随意契約で委託することが最も安全、安価であると言えます。しかし、その場合も、積算内容の根拠を明確化することに努め、充分精査するなかで、その都度価格交渉を行い、少しでも安価にするよう努めています。そのため、職員が県外の先進的な研修に参加することにより資質の向上も図っています。

■現在、県内各市町村により、電算関係経費の削減に向けたワーキンググループを作り、定期的に集まり検討を重ねております。他の自治体と協力し、競争原理の方法を模索しながら、最小の経費で最大の効果が見込めるよう、契約金額の適正化に努めるとともに、コスト削減の面から、各システムについて、共同導入、共同運用も進めていきます。システム更新や新規導入を行う際には、クラウドサービスや仮想化技術といった方法を研究・調査し、本市に最も合った情報システムの効果的で効率的な運用を考えていきます。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、その現状及び今後の方針が以下のとおり回答された。

【経営企画課】

《指定事項①》

市営バスの運行状況について

《現状及び今後の方針》

運行状況

市営バスとしての運行は、下記の市内3路線

① 一宮循環バス 一宮町内循環～石和温泉駅（月～土）

運行：朝夕 通勤・通学者向けの2便を含む6便を運行

料金：一乗車 100 円（小学生以下無料）
経費（H25）：8,305,900 円（運賃収入、補助金等を除く）

- ② 境川巡回バス 境川町内巡回（2ルート、月～土）
運行：2ルートを4便運行（朝及び夕方は、小学生の通学用としても運行）
料金：一乗車 100 円（子供定期券 500 円/月、障害者手帳提示で無料）
経費（H25）：3,960,937 円（運賃収入を除く）

- ③ 芦川バス 芦川町鶯宿～石和温泉駅（年中運行）
運行：一日4往復、町内運行を平日に2往復、土曜のみ3往復
料金：対キロ区間制
経費（H25）：6,437,990 円（運賃収入を除く）
乗用状況については、別紙運行実績参照

《指定事項②》

本年度の国際交流事業の取り組み内容について

《現状及び今後の方針》

事業名 ドイツ、バート・メルгентハイム市（国際友好都市）使節団訪笛に伴う交流事業

日時 10月11日から14日までの4日間

内容・目的

昨年（H25.11）笛吹市民を中心とした国際交流視察団により、ドイツ、バート・メルгентハイム市への公式訪問、視察学習を行った。あわせて今年度、開催する「市政施行10周年記念式典の特別ゲスト」の招へいをバード市長に行ってきた。

受入れにあたり、昨年視察交流事業に参加した方々で構成するバート・メルгентハイム市交流会会員（市民団体16名）が事業のサポートを行う。

事業費 777,000 円（食料費、報償費等）

財源内訳

委員会会計 577,000 円

参加者負担 200,000 円

【財政課】

《指定事項①》

「第3次笛吹市行財政改革大綱」の運用状況と行政改革推進に向けた取り組みについて

《現状及び今後の方針》

○「第3次笛吹市行財政改革大綱」の運用状況については、平成26年4月策定後において全部局長、支所長、課長等に配布し、目標である「市民と行政の協働により限られた資源を最大限に活用した持続可能な市政の実現」に向け、4つの基本方針「市民との協働による行財政改革」「職員のスキル向上と意識改革」「行政の仕組みづくりによる行財政改革」「健全財政の堅持」に沿ってそれぞれの担当課にて第3次笛吹市行財政改革の「現状と課題」「改革の視点」「第2次行財政改革の検証」等を参考に事業展開を行っています。

また、現在、第3次笛吹市行財政改革の進行管理を行うため、関係主管課へ第3次行財政改革大綱の「改革の視点」を参考として、第3次笛吹市行財政改革実施計画の作成依頼を行っています。

○行政改革推進に向けた取組については、笛吹市では、合併後、新たなまちづくりに向けて、安定した行財政運営が続けられるよう、1次・2次の行財政改革大綱による改革の取り組みを進めてきました。第1次行財政改革（平成17年度から平成21年度）では、「人材の効果的活用」、「財政構造の健全化」、「事務事業・組織機構の見直し」、「開かれた市政の実現」を改革内容とする、簡素で効率的な組織の転換を進めてきました。

さらに、第2次行財政改革（平成22年度から平成25年度）では、「小さな市役所実現に向けた改革」、「健全な財政基盤構築に向けた改革」、「計画的な行政経営実現に向けた改革」、「市民第一主義の行政実現に向けた改革」の具体的な改革項目を掲げ大胆な経費節減や財源確保に取り組んできました。第3次行財政改革大綱では、新たな公共の在り方の取り組みとして、行政主導のまちづくりから、より機能的、効率的なまちづくりを推進するため、これまでの行政課題を「地域の課題」として市民の視点で考査し、市民と行政の「協働」による協力連携の中で、満足度が高く、質の高い行政サービスが提供できるように行財政改革を進めます。

【情報政策課】

《指定事項①》

情報セキュリティ事業の今年度の状況について

《現状及び今後の方針》

1 情報セキュリティ基本方針に基づく情報資産の機密性、完全性及び可用性を保持するため、情報セキュリティ研修等を実施し、職員の意識の向上を図るとともに物理的なセキュリティ対策を実施します。

（1）人的セキュリティ

①情報セキュリティ研修

全職員を対象としたeラーニングによる研修を9月から12月にかけて実施します。

また、個人番号制度対応の研修も併せて実施します。さらに、各部署から1名以上に参加してもらい、集合研修も実施します。

②情報セキュリティ監査

平成22年度から継続して実施しており、今年も実施します。昨年度までに22部署で終了、残りは20部署のため、平成26年度に7部署を実施し、平成28年度までに全部署の終了を予定しています。

また、監査方法としては、外部監査と内部監査を実施し、外部監査は委託、内部監査は前年度の被監査部署からの監査人と新規監査人とで班を構成し実施します。平成26年度は、外部監査3部署、内部監査4部署とします。

③パスワード管理や入退室カードの管理

（2）物理的セキュリティ

①各庁舎サーバー室等入退室管理及び監視カメラの設置

②パソコン等へのセキュリティワイヤーの設置

③UPSや非常用発電機の設置による停電対策

（3）技術的セキュリティ

①ウィルス対策ソフトウェア

コンピューターウィルスや不正プログラム、スパイウェア等を検出・駆除します。

②インターネットアクセス

業務に関係ないと思われるサイトやブログ・掲示板等をカテゴリーによりブロックします。

③不正接続監視ソフトウェア

許可されていないパソコン等のLANへの接続を検出し、ネットワークから切り離します。

④外部記憶装置制御ソフトウェア

USBメモリ等の外部記憶装置について、許可されたもののみを使用可能とします。

⑤ハードディスク暗号化ソフトウェア

貸出パソコンは、USBキーを接続しパスワードを入力しなければ使用できません。

⑥ウィルス対策ゲートウェイソフトウェア

迷惑メールやフィッシングメール等をブロックします。

⑦セキュリティログ管理ソフトウェア

ファイルの移動やコピー等のファイル操作履歴を記録します。

⑧グループウェアメール送信BCC機能

外部へのメール送信時に上司へのBCC機能が追加されます。

2 今後導入を検討している対策

(1) 今後の動向

- ①総務省が進めるクラウド化
- ②住民情報系システムのクラウド化
- ③個人番号制度（マイナンバー）対応
- ④個人番号制度機器のL G-WAN接続
- ⑤高度化したウィルス。スパイウェア対策

(2) 対策の方法

上記の動向を踏まえ、これまで以上に外部との接点が多くなることが予想され、セキュア、かつ、安定的なネットワークシステム運用、・管理が必要となります。

このため外部からのネットワークを流れる通信を監視し、ウィルスやスパイウェアの侵入を未然に防御する仕組みを導入する必要があり、下記対策を検討します。

- ①IDS【不正アクセス監視システム・侵入検知システム】
- ②IPS（侵入防止システム）